

アナログ規制見直しに係る一括改正条例

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成 12 年規則第 128 号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（公表） 第 66 条 条例第 77 条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項を取りまとめたものとする。 （1） 前条第 1 項各号に規定する指定事業所（以下「環境負荷低減行動事業所」という。）の数、環境行動事業所として認定を受け環境への負荷の低減に取り組んでいる指定事業所の数及び環境負荷低減行動計画書を提出した指定事業所の数 （2） 環境負荷低減行動事業所における環境への負荷の状況 （3） 環境負荷低減行動事業所における環境への負荷の低減に向けた取組状況 2 条例第 77 条の規定による公表は、前項に規定する事項を記載した書面を、川崎市環境局その他市長が必要と認める場所に備え置く<u>とともに、当該事項をインターネットの本市のホームページに登載する</u>ことにより行うものとする。	（公表） 第 66 条 条例第 77 条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項を取りまとめたものとする。 （1） 前条第 1 項各号に規定する指定事業所（以下「環境負荷低減行動事業所」という。）の数、環境行動事業所として認定を受け環境への負荷の低減に取り組んでいる指定事業所の数及び環境負荷低減行動計画書を提出した指定事業所の数 （2） 環境負荷低減行動事業所における環境への負荷の状況 （3） 環境負荷低減行動事業所における環境への負荷の低減に向けた取組状況 2 条例第 77 条の規定による公表は、前項に規定する事項を記載した書面を、川崎市環境局その他市長が必要と認める場所に備え置く _____ ことにより行うものとする。